○令和8年度大崎市保育所保育料について

●令和8年度の保育料は，父母の市民税所得割の課税状況により決定いたします。・4月～8月分：令和7年度市民税（令和6年中所得）　・9月～3月分：令和8年度市民税（令和7年中所得）
納付書の発送は4月中旬及び9月中旬となります。

●保育料及び副食費における3歳未満児および3歳以上児の判断は，4月1日時点の年齢で行います。

●保育料の納期限は当月末となります。休日の場合は翌営業日となります。　(例）6月分保育料納期限：7月1日

●市民税所得割課税額を計算する際，調整控除以外の税額控除（配当控除，住宅借入金等特別税額控除，寄付金税額控除等）は適用されません。

●**保育料の算定に必要な書類の提出がない，市民税の申告が無い等，市民税の課税額が確認出来ない場合は，税額等確定するまでの間，最高階層（Ｄ８）にて保育料を認定します。**

●この保育料月額のほか，各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

●3歳以上児クラスにつきましては，保育料は無償です。（別途，副食費（給食費）がかかります。）

【令和8年度大崎市保育所保育料基準額表(月額)】

（短時間は標準時間より500円～1,000円減となります）

階層	市民税所得割額		一般世帯	ひとり親・障がい世帯	3歳以上児
			3歳未満児		
			標準時間	標準時間	
A	生活保護世帯		0円	0円	無償
B	非課税世帯		0円	0円	
C	課税世帯	48,600円未満	16,000円	7,500円	
D1		48,600円～57,699円	18,000円	9,000円	
		57,700円～64,999円	18,000円	9,000円	
D2		65,000円～77,100円	21,000円	9,000円	
		77,101円～80,999円	21,000円	21,000円	
D3		81,000円～96,999円	24,000円	24,000円	
D4		97,000円～132,999円	30,000円	30,000円	
D5		133,000円～168,999円	35,000円	35,000円	
D6		169,000円～300,999円	40,000円	40,000円	
D7		301,000円～396,999円	45,000円	45,000円	
D8		397,000円以上	50,000円	50,000円	

【保育所保育料の軽減】

● **兄弟軽減（同一世帯から生計を一にする子どもが2人以上いる場合の軽減）**

	B階層	その他の階層
第2子	無料	基準額の1/2
第3子以降	無料	

対象：未就学児兄弟
※ただし，一般世帯かつ世帯の市民税所得割額が57,699円以下の場合
および，ひとり親世帯等かつ世帯の市民税所得割額が77,100円以下の場合
については，兄弟の年齢制限はありません。

● **ひとり親・障がい世帯の軽減**

第2子以降	無料

対象：ひとり親世帯等かつ世帯の市民税所得割額が77,100円以下の場合

【副食費（3歳以上児クラス）】（主食費は別途かかります）

市民税所得割額	一般世帯	ひとり親・障がい世帯
57,699円以下	副食費（おかず代，おやつ代等）免除	
57,700円以上～77,100円	副食費（おかず代，おやつ代等）がかかります。	副食費（おかず代，おやつ代等）免除
77,101円以上	副食費（おかず代，おやつ代等）がかかります。 ※金額や納付方法等は施設にお問合せください。	

【副食費軽減】

● **兄弟軽減（同一世帯から生計を一にする子どもが3人以上いる場合の軽減）**

第3子以降	副食費（おかず代，おやつ代等）免除

対象：未就学児兄弟

【口座振替】

●**大崎市ウェブサイトにて毎月20日（ゆうちょ銀行については15日）までに申込されると，翌月から，毎月月末（休日の場合は翌営業日）に引き落としが可能となります。**

※申請が確認できない場合は納付書による納入となります。

●従来通り「大崎市口座振替依頼書」(青色用紙)に必要事項を記載し，金融機関の窓口に提出していただくことも可能です。

【指定金融機関】七十七銀行/仙台銀行/東北銀行/岩手銀行/古川信用組合/杜の都信用金庫/宮城第一信用金庫/石巻信用金庫/東北労働金庫/古川農業協同組合/新みやぎ農業協同組合/ゆうちょ銀行

●残高不足等で口座から引き落としできなかった場合，翌月下旬に届く督促状兼納付書で納入いただきます。督促状が届く前に納入いただける場合は，市役所までご連絡ください。

大崎市民生部子育て支援課子ども保育担当：0229-23-6040　FAX：0229-24-2112